

## 亀山市公告第34号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

平成31年4月24日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

亀山市立図書館情報システム更新・運用保守業務委託

#### (2) 業務内容

亀山市立図書館情報システム更新・運用保守業務委託基本仕様書のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の日から平成36年9月30日まで

### 2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) プロポーザル参加意思表示書の提出期限までに亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録され、その後、継続して登録されている者であること。

(3) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の規定による資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。また、手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生

- 手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (6) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 全国の公共図書館にて400箇所以上の導入実績を持つパッケージシステムであり、公共図書館で学校連携を含めた実績があること。
- (9) プロポーザル参加意思表明書の提出時において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマークの付与又はISO/IEC27001情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けている者であること。

### 3 担当部署

亀山市立図書館

〒519-0151

三重県亀山市若山町7番20号

電話 0595-82-0542

ファクシミリ 0595-82-0554

電子メールアドレス [kameyama-lib@city.kameyama.mie.jp](mailto:kameyama-lib@city.kameyama.mie.jp)

### 4 亀山市立図書館情報システム管理事業に係る公募型プロポーザ

## ル実施要領等の交付

### (1) 交付期間

平成31年4月24日(水)から同年5月22日(水)まで  
(休館日を除く。)の午前9時から午後5時まで

### (2) 交付場所

3の担当部署とする。

### (3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

### (4) 交付書類

ア 亀山市立図書館情報システム更新・運用保守業務委託公募  
型プロポーザル実施要領

イ 亀山市立図書館情報システム更新・運用保守業務委託基本  
仕様書

ウ 図書館情報システム機器構成仕様書

エ 図書館情報システム機能仕様書

オ 三重県図書館情報ネットワークシステム(MILAI)横  
断検索仕様書

カ 三重県図書館情報ネットワークシステム受け渡しMARC  
フォーマット仕様

キ 三重県立図書館システムとの連携に関する仕様書

ク r e s u m p t i o n T o k e n の動作について

ケ XMLコメント一覧

コ 三重県立図書館DC-NDL(RDF)マッピング表

サ 三重県立図書館からの郷土資料書誌ダウンロードに関する  
仕様書

シ MILAI横断検索WebAPIによるシステム連携ガイ  
ドライン(追補版)

ス 参加意思表明書

セ 質問書

ソ 企画提案書

タ 企画提案書作成要領

チ 評価基準

5 参加意思表明手続

プロポーザル参加希望者は、参加意思表明書を提出しなければならない。

(1) 提出期間

平成31年4月24日(水)から同年5月15日(水)まで  
(休館日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

3の担当部署とする。

(3) 提出方法

持参又は書留による郵送とする。

6 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

ア 持参又は書留による郵送とする。

イ 持参の場合は、参加者はあらかじめ3の担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日(休館日を除く。)の午前9時から午後5時までを受付時間とする。

(2) 提出先

3の担当部署とする。

(3) 提出期限

平成31年5月22日(水) 午後5時

7 その他

(1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、本業務の受託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

(5) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製をす

る場合がある。

- (6) 新図書館建設に係る提案については、亀山市ホームページに掲載の「亀山市立図書館整備基本計画」を参照すること。
- (7) 提案書で表明された内容が契約内容の前提となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。本プロポーザルの終了後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、亀山市は一切補償しない。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから、当分の間排除する措置を行うことがある。
- (9) 本業務を遂行するに当たり知り得た情報について、亀山市の許可なくして外部に漏らしてはならない。
- (10) 本業務の手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (11) 参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。
- (12) 選定の経過及び選定された候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。
- (13) その他、本事業の公募、選考及び実施に当たり亀山市立図書館情報システム管理事業に係る公募型プロポーザル実施要領等の改正の必要がある場合は、適宜改正を行う。